

## 第3回南相馬市議会定例会市長提出議案の要旨

平成28年9月7日提出

件数 49件

【内訳】議案 46件（条例関係 14件、決算関係 16件、予算関係 10件、  
その他 6件）  
報告 3件（平成27年度一般会計継続費精算の報告等）

## 議案の要旨

## 条例関係

議案第107号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
---------	--

## 【趣旨】

南相馬市埴谷・島尾記念文学資料館に、特別職で非常勤の館長を配置するため、必要な改正を行うもの。

## 【主な内容】

## 1 改正概要

報酬及び費用弁償（第4条及び別表関係）

区分	報酬	費用弁償
文学資料館長	月額 10,000円	特別職の職員が勤務のためその者の住所地と勤務公署との間を交通機関等を利用するときは、それに要する費用を費用弁償として旅費を支給する。

## 2 施行日 平成28年10月1日

議案第108号	南相馬市税条例等の一部を改正する条例制定について
---------	--------------------------

## 【趣旨】

平成28年度の地方税法の改正に伴い、地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）に関する規定を追加するほか、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 改正概要

(1) 延滞金の計算期間の見直し(第19条関係)

最高裁判決(平成26年12月12日)を踏まえ、申告をした後に減額更正がされ、その後更に増額更正又は修正申告があった場合における延滞金について、次の措置を講ずることとされた。

内容

増額更正等により納付すべき税額(その申告により納付すべき税額のうち、減額更正前に納付がされた部分に限る。)について、その申告により納付すべき税額の納付日から増額更正等までの間(減額更正が納税者からの更正の請求に基づきされたものである場合にあっては、その減額更正がされた日から1年を経過する日までの期間は除く。)は、延滞金を課さないもの。

施行日 平成29年1月1日

(2) 医療費控除の特例の創設(附則第6条関係)

内容

地方税において、医療用から転用された医薬品(スイッチOTC医薬品)について所得控除制度が創設されたことに伴い、個人が平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に、1年間のスイッチOTC医薬品の購入額が合計1万2千円を超えるとき、その超える金額について、その年分の総所得金額から控除するもの。

なお、この控除の適用を受ける場合には、現行の医療費控除(所得金額の5%(その金額が10万円を超える場合は10万円))の適用を受けることはできない。

施行日 平成30年1月1日

(3) 地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)の導入(附則第10条の2関係)

内容

固定資産税において、再生可能エネルギー発電設備は、早期の導入促進、普及拡大を図るため、地方税法において平成24年度から課税標準の特例措置として課税初年度から3年間の課税標準額を2/3とする規定が創設され、平成28年度の税制改正において地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)に移行されたことに伴い、市への申告分については、市税条例で特例措置を規定することが可能となった。

市は、再生可能エネルギー導入促進を図るため、課税標準額（国の参酌割合と同様とするもの）を次のように定めるもの。

区 分	課税標準割合
太陽光発電設備	2 / 3
風力発電設備	2 / 3
中小水力発電設備	1 / 2
地熱発電設備	1 / 2
バイオマス発電設備	1 / 2

参考：平成 28 年度における特例適用の状況

納税義務者	税 額（千円）			
	1 年目 （H27 取得）	2 年目 （H26 取得）	3 年目 （H25 取得）	合計
延べ 61 （実数 46）	12,149	14,126	1,816	28,091

施行日 公布の日

（４）特例適用利子等又は特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例（附則第 20 条の 2 関係）

内容

特例適用利子等又は特例適用配当等を有する者に対し、当該特例適用利子等の額又は特例適用配当等の額に係る所得を分離課税するもの。

施行日 平成 29 年 1 月 1 日

議案第 109 号	<b>南相馬市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例制定について</b>
-----------	--

【趣旨】

地域再生計画に定める地方活力向上地域内において、企業の本社機能等の移転及び域内企業の本社機能等の拡充に伴う固定資産税について不均一課税制度を創設するため、新たに条例を制定するもの。

【主な内容】

1 制定概要

（１）地域再生計画について

福島県は、安定した良質な雇用の創出を通じて地方への新たな人の流れを生

み出すことを目的に、県全域を対象とした地域再生計画を策定し、平成28年3月15日付けで内閣府の認定を受けた。

これにより、企業の本社機能の移転や拡充を行う事業者は、「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を福島県に申請し、認定を受けることにより優遇措置を受けることができる。

本市においては、市内105箇所の地方活力向上地域において、認定を受けた企業の地方拠点強化に伴う固定資産税に不均一課税制度を創設するものである。

(2) 不均一課税について(第2条関係)

区 分	内 容			
対象事業	本社機能を有する施設(特定業務施設)を新設又は増設する事業 ・移転型事業：東京23区から本社機能の移転を行う事業 ・拡充型事業：東京23区以外から本社機能の移転や地方に本社がある事業者が本社機能を拡充する事業			
対象資産	特定業務施設の用に供する新規に取得した償却資産、家屋及びその敷地となる土地			
期 間	認定を受けた日から平成32年3月31日まで			
不均一課税の割合	区分	1年目	2年目	3年目
	移転型	0	100分の0.35 (通常の1/4の課税)	100分の0.7 (通常の1/2の課税)
	拡充型	0	100分の0.467 (通常の1/3の課税)	100分の0.933 (通常の2/3の課税)

2 施行日 公布の日

**議案第110号 南相馬市原子力災害による被災者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する条例制定について**

【趣旨】

原子力災害により代替取得した固定資産の適用要件の延長を図るため、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 改正概要

現在、固定資産の減免の適用要件については、解除後、土地及び中古住宅は3月、新築住宅は1年以内の取得であるが、建築需要の高まりにより1年以内の完

成・修繕が困難なケースがあることから、適用要件を延長するもの(第4条関係)

固定資産 の種類	要 件	
	改正後	改正前
家 屋	解除後、中古住宅及び新築住宅ともに <u>3年以内</u> の取得 居住困難区域は、解除後3月までの中古住宅取得(新築住宅は1年)は地方税法で措置されることから、解除後3月(新築住宅は1年)を経過した日の翌日から3年以内の取得とするもの	解除後、中古住宅にあつては <u>3月以内</u> 、新築住宅にあつては <u>1年以内</u> の取得
住宅用地	取得した場合3年間住宅用地とみなす。 居住困難区域は、解除後3月までの土地取得は地方税法で措置されることから、解除後3月を経過した日の翌日から3年以内の取得とするもの	解除後、3月以内の取得

2 施行日 公布の日

## 議案第111号 南相馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

### 【趣旨】

所得税法及び外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の一部改正に伴い、必要な改正を行うもの。

### 【主な内容】

#### 1 改正概要

- (1) 特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例(附則第18項)  
市民税で分離課税される特例適用利子等の額を、国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めるもの。
- (2) 特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例(附則第19項)  
市民税で分離課税される特例適用配当等の額を、国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めるもの。

2 施行日 平成29年1月1日

<b>議案第 112 号</b>	<b>南相馬市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について</b>
------------------	--

## 【趣旨】

平成 29 年 1 月 4 日から開始するコンビニエンスストアでの印鑑登録証明書の交付に対応するため、必要な改正を行うもの。

## 【主な内容】

## 1 改正概要

個人番号カードを利用し、コンビニエンスストアが設置している多機能端末機で、印鑑登録証明書交付を行うため、必要な条文を追加するもの（第 8 条及び第 12 条の 2 関係）。

## 多機能端末機

本市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、証明書を自動的に発行するなどの機能を有する機械をいう。

## 2 施行日 平成 29 年 1 月 4 日

<b>議案第 113 号</b>	<b>南相馬市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について</b>
------------------	---

## 【趣旨】

児童扶養手当法施行令の改正に伴い、条例において引用する同令の項の移動が生じたため、必要な改正を行うもの。

## 【主な内容】

## 1 改正概要

助成の対象を規定する条例第 3 条第 3 項第 4 号で引用する児童扶養手当法施行令の条項が次のように改正された。

改正後	改正前
児童扶養手当法施行令第 2 条の 4 第 2 項及び第 8 項	児童扶養手当法施行令第 2 条の 4 第 2 項及び第 5 項

## 2 施行日 公布の日

議案第 114 号 南相馬市特定用途建築物の建築に係る手続条例制定について
---------------------------------------

## 【趣旨】

地域住民の不安の緩和や解消、市内の快適な生活環境の確保及びより良いまちづくりを推進し良好な近隣関係の形成並びに復興事業の推進と住民の帰還促進を図るため、特定用途建築物の建築に先立つ手続に関し、新たに条例を制定するもの。

## 【主な内容】

## 1 制度概要

特定用途建築物（寄宿舍等）の建築に先立つ手続として、建築主に基本計画書の提出や建築予定敷地内に建築計画概要を記した標識の設置、市民等への説明会開催に関する事項を定め、市内の快適な生活環境の確保及び良好な近隣関係の形成に資することを目的とするもの。

## 2 制定内容

定める項目	条・項	内 容
目 的	第 1 条	特定用途建築物（寄宿舍等をいう。）の建築に先立つ手続を定めることにより、市内の快適な生活環境の確保及びより良いまちづくりを推進し良好な近隣関係の形成に資することを目的とする。
基本理念	第 3 条	市のまちづくりは、市民等、建築主及び市の相互の信頼、理解及び協力のもとに協働によって行われなければならない。
適用範囲	第 4 条	この条例は、市内に建築される特定用途建築物について適用する。
市長・市民等・建築主の責務	第 5 条 ～ 第 7 条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市長は、基本理念に基づき、快適な生活環境の確保に努めなければならない。</li> <li>・市民等は、基本理念に対し関心と理解を深めるとともに、積極的かつ主体的に協力し、良好な生活環境の形成に努めるものとする。</li> <li>・建築主は、特定用途建築物の建築を行うに当たっては、基本理念に基づき、快適な生活環境が確保されるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</li> </ul>
基本計画書の提出	第 8 条	・建築主は、特定建築物の建築申請を行う 60 日前までに、特定用途建築物に係る基本計画書を市長に提出しなければならない。

		・市長は、基本計画書の提出を受けた日の翌日から起算して14日間当該基本計画書の写しを縦覧に供するものとする。
標識の設置	第9条	建築主は、基本計画書を提出した日の翌日から起算して7日以内に建築予定敷地内に建築計画の概要を記載した標識を設置しなければならない。
説明会等の開催等	第10条	・市民等は、建築主が標識を設置したときは、標識設置の日の翌日から起算して14日以内に、市長に対し、建築主による説明会の開催を求めることができる。 ・市長は、説明会開催の申し出を受けたとき、又は市長が自らの判断により必要であると認めたときは、建築主に対し、説明会の開催を求めることができる。 ・建築主は、説明会を開催したときは、説明会を開催した日の翌日から起算して14日以内に説明会の内容を記載した報告を市長に提出しなければならない。
市との調整	第11条	建築主は、市との調整を踏まえて、建築確認申請を行うこととする。
勧告	第12条	市長は、基本計画書を提出しない者、標識を設置しない者、説明会の開催をしない者等に対し、期間を定めて、その行為を是正させるための勧告することができる。
公表	第13条	市長は、勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わなかったときは、その旨及び氏名を公表することができる。

### 3 施行日 平成28年10月1日

(適用区分：第8条から第13条までの規定は、この条例の施行の日の翌日から起算して3か月を経過した後に建築確認申請を行う建築物の建築について適用する。)

## 議案第115号 南相馬市定住促進住宅条例の一部を改正する条例制定について

### 【趣旨】

公営住宅法施行令の改正に伴い、条例において引用する同令の条項が改正されたため、必要な改正を行うもの。



## 【主な内容】

## 1 改正概要（第6条関係）

改正後	改正前
<p>（入居者の資格）</p> <p>第6条 定住促進住宅に入居することができる者は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、市長が特に入居させる必要があると認めた場合は、この限りでない。</p> <p>（1）【略】</p> <p>（2）その者の収入が、<u>市営住宅条例第6条第1項第2号</u>に規定する金額を超えないこと。</p>	<p>（入居者の資格）</p> <p>第6条 定住促進住宅に入居することができる者は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、市長が特に入居させる必要があると認めた場合は、この限りでない。</p> <p>（1）【略】</p> <p>（2）その者の収入が、<u>令第6条第5項第1号</u>に規定する金額を超えないこと。</p>

## 2 施行日 公布の日

## 議案第116号 南相馬市牛島パークゴルフ場条例を廃止する条例制定について

## 【趣旨】

東日本大震災の津波被害により流失した牛島パークゴルフ場を廃止するため、条例を廃止するもの（施行日 公布の日）。

## 議案第117号 南相馬市消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について

## 【趣旨】

地域防災力の充実強化を図るため、従来の消防団員に加えて、退職消防団員等による機能別団員を新たに設置するため、必要な改正を行うもの。

## 【主な内容】

## 1 改正概要

社会環境の変化に加えて、東日本大震災による避難などにより地域に必要な消防団員の減少と消防団員の確保に苦慮している。

国は、平成17年1月に通知した「消防団員の活動環境の整備について」において、機能別団員（特定の活動にのみ参加する団員）の導入を推進しており、本市においても消防団員の確保を図るため、機能別団員を導入するものである。

【参考：団員数：平成18年 1,356人 平成28年4月 1,142人（214人減）】

## 機能別団員について（第5条、第6条及び別表第2関係）

項目	内容
定員	団員及び機能別団員 1,004人 (うち機能別団員は100人)
入団資格	元消防団員としての経験が3年以上ある者又は消防団長が認めた者
退職	定年 70歳
任期	原則2年(再任を妨げない)
報酬	年額 10,000円
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夜警等防火広報活動</li> <li>・初期消火活動及び後方支援活動</li> <li>・災害時における消防団活動 など</li> </ul>

## 2 施行日 公布の日

## 議案第118号 南相馬市立図書館条例の一部を改正する条例制定について

## 【趣旨】

南相馬市埴谷・島尾記念文学資料館条例を制定すること及び図書館利用者の責務に関する規定を追加するため、必要な改正を行うもの。

## 【主な内容】

## 1 改正概要

南相馬市埴谷・島尾記念文学資料館条例の制定に伴い、これまで南相馬市立図書館条例に位置付けていた当該文学資料館を削るもの。(第2条関係)

大震災以降、市立図書館での利用者の迷惑行為や秩序を乱す行為が多発していることから、利用者の責務等に関する規定を条例に加えるもの。(第6条関係)

## 2 施行日 平成28年10月1日

議案第 119 号 南相馬市埴谷・島尾記念文学資料館条例制定について
------------------------------------

## 【趣旨】

南相馬市埴谷・島尾記念文学資料館の設置及び管理に関する事項を定めるため、新たに条例を制定するもの。

## 【主な内容】

## 1 制定内容

定める項目	条・項	内 容
名称・位置	第 2 条	名称 南相馬市埴谷・島尾記念文学資料館 位置 南相馬市小高区本町二丁目 8 9 番地の 1
事業	第 4 条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市ゆかりの文学作品及び文学者などに関する資料の収集、保管及び展示に関すること。</li> <li>・市ゆかりの文学作品及び文学者などに関する講演会、講座及び企画展に関すること。</li> <li>・文学資料等に関する調査及び研究に関すること。</li> </ul>
入館の制限	第 6 条	<p>教育委員会は、入館しようとする者又は入館している者が次のいずれかに該当すると認められるときは、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公の秩序を乱し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあるとき。</li> <li>・施設、設備器具、資料等を毀損し、又は滅失するおそれがあるとき。</li> <li>・その他管理上支障があるとき</li> </ul>
損害賠償	第 7 条	文学資料館に入館した者は、故意又は過失により施設等を毀損し、又は滅失したときは、それによって生じた損害額を市に賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会が特別な事情があると認めるときは、この限りでない。

## 2 施行日 平成 2 8 年 1 0 月 1 日

議案第 120 号 南相馬市スポーツ施設条例の一部を改正する条例制定について
--

## 【趣旨】

地方自治法第 2 4 4 条第 1 項の規定に基づき公の施設として新たに南相馬市パークゴルフ場を設置するため、必要な改正を行うもの。

## 【主な内容】

## 1 改正概要

平成 2 7 年 1 1 月から整備をしているパークゴルフ場について、平成 2 8 年 1 0 月 1 5 日の供用開始に向け、条例に施設名称、位置、開場時間及び利用料金を加えるもの（別表第 1、別表第 2 及び別表第 3 関係）。

## ( 1 ) 施設名称等

施設名称：南相馬市パークゴルフ場

位 置：南相馬市鹿島区川子字大迫 2 番地

開場時間： 4 月 1 日から 9 月 3 0 日まで 午前 9 時から午後 5 時まで  
1 0 月 1 日から 3 月 3 1 日まで 午前 9 時から午後 4 時まで

## ( 2 ) 利用料金

区 分			利用料金
個人利用 ( 1 回券 )	大人	1 回	5 0 0 円
	高校生以下	1 回	2 5 0 円
個人利用 ( 回数券 )	大人	1 2 回	5 , 0 0 0 円
	高校生以下	1 2 回	2 , 5 0 0 円

## 2 関係条例の改正

南相馬市障がい者の利用に係る公の施設の使用料又は利用料金の免除に関する条例に「南相馬市パークゴルフ場」を加えるための一部改正（別表関係）

## 3 施行日 平成 2 8 年 1 0 月 1 5 日

（指定管理の指定のための必要な行為等については公布の日）

## 決算関係

- 議案第 121 号 平成 27 年度南相馬市一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 122 号 平成 27 年度南相馬市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 123 号 平成 27 年度南相馬市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 124 号 平成 27 年度南相馬市育英資金貸付特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 125 号 平成 27 年度南相馬市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 126 号 平成 27 年度南相馬市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 127 号 平成 27 年度南相馬市亜炭鉱害復旧施設維持管理事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 128 号 平成 27 年度南相馬市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 129 号 平成 27 年度南相馬市工場用地等整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 130 号 平成 27 年度南相馬市太田財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 131 号 平成 27 年度南相馬市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 132 号 平成 27 年度南相馬市宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 133 号 平成 27 年度南相馬市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算認定について
- 議案第 134 号 平成 27 年度南相馬市病院事業会計決算認定について
- 議案第 135 号 平成 27 年度南相馬市工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算認定について

議案第 136 号 平成 27 年度南相馬市下水道事業会計決算認定について

補正予算関係

議案第 137 号 平成 28 年度南相馬市一般会計補正予算について

議案第 138 号 平成 28 年度南相馬市介護保険特別会計補正予算について

議案第 139 号 平成 28 年度南相馬市簡易水道事業特別会計補正予算について

議案第 140 号 平成 28 年度南相馬市農業集落排水事業特別会計補正予算について

議案第 141 号 平成 28 年度南相馬市工場用地等整備事業特別補正予算について

議案第 142 号 平成 28 年度南相馬市後期高齢者医療特別会計補正予算について

議案第 143 号 平成 28 年度南相馬市宅地造成事業特別会計補正予算について

議案第 144 号 平成 28 年度南相馬市水道事業会計補正予算について

議案第 145 号 平成 28 年度南相馬市病院事業会計補正予算について

議案第 146 号 平成 28 年度南相馬市下水道事業会計補正予算について

## その他

## 議案第 147 号 工事請負変更契約の締結について

## 【趣旨】

平成 27 年第 2 回南相馬市議会定例会で議決を経た工事請負契約について、契約内容の一部に変更が生じたため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるもの。

## 【主な内容】

契約の目的		南相馬市復興工業団地（渋佐・萱浜）事業第 1 期造成工事
施工場所		南相馬市原町区渋佐・萱浜地内
契約の相手方		南相馬市原町区錦町一丁目 1 番地 関場・石川特定建設工事共同企業体
契約金額	変更前	3,719,520,000円
	変更後	4,496,609,160円
	増額する額	777,089,160円

## 主な変更内容

内 容			
盛土資材である浚渫土の供給量の減（下太田工業団地からの採取土量は若干増）に伴い、代替資材（購入土）調達に要する費用が増加するもの。			
変更前		変更後	
浚渫土（原町火力発電所）	34.2万 <sup>3</sup> m	購入土	29.9万 <sup>3</sup> m
採取土（下太田工業団地）	4.3万 <sup>3</sup> m		





<b>議案第 149 号 工事請負契約の締結について</b>
--------------------------------

## 【趣旨】

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるもの。

## 【主な内容】

契約の目的	南相馬市テニスコート増設土木工事
施工場所	南相馬市原町区下高平字堂場地内
契約の金額	354,240,000円
工期	契約締結日から平成30年3月2日まで
契約の方法	制限付き一般競争入札
契約の相手方	南相馬市原町区東町三丁目41番地 東北建設株式会社

<b>議案第 150 号 工事請負契約の締結について</b>
--------------------------------

## 【趣旨】

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるもの。

## 【主な内容】

契約の目的	社会資本整備総合交付金事業（復興）道路改良（1 - 7号線） 工事
施工場所	南相馬市鹿島区北海老字釜舟戸西地内外
契約の金額	316,440,000円
工期	契約締結日から平成29年3月31日まで
契約の方法	制限付き一般競争入札
契約の相手方	南相馬市原町区青葉町一丁目1番地 庄司建設工業株式会社

## 議案第 151 号 財産の取得について

## 【趣旨】

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求めるもの。

## 【主要内容】

取得の目的	防災集団移転促進事業移転促進区域（上渋佐地区）	
取得する土地の表示	所在地など	
	南相馬市原町区上渋佐字南谷地 4 2 など計 8 筆	明細は別紙 1 のとおり P 2 5
	合 計	5 , 6 0 8 . 9 7 m <sup>2</sup>
取得予定価格	2 4 , 4 5 3 , 9 8 5 円	
取得の方法	随意契約	
取得の相手方		

## 【進捗状況】筆数ベース（20km圏外）（8月31日現在）

区 分	対象筆数	契約完了筆数	割合
鹿 島 区	2 , 1 8 4	2 , 0 8 6	9 5 . 5 %
原 町 区	2 , 4 6 3	2 , 2 9 1	9 3 . 0 %
合 計	4 , 6 4 7	4 , 3 7 7	9 4 . 2 %

## 【進捗状況】筆数ベース（20km圏内）（8月31日現在）

区 分	対象筆数	契約完了筆数	割合
原 町 区	6 6 2	5 6 9	8 6 . 0 %
小 高 区	1 , 7 9 6	1 , 4 3 9	8 0 . 1 %
合 計	2 , 4 5 8	2 , 0 0 8	8 1 . 7 %

今後、相続など共有持ち分により対象筆数が増減する。

<b>議案第 152 号 財産の取得について</b>
----------------------------

## 【趣旨】

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求めるもの。

取得の目的	被災地域農業復興総合支援事業農業用機械購入
取得する動産及び数量	トラクタ ほか 45 台 (購入品明細書は別紙 2 のとおり P 26 ~ P 29)
取得金額	97,081,200 円
取得の方法	指名競争入札による買入れ
取得の相手方	南相馬市原町区高見町一丁目 123 番地の 3 株式会社南東北クボタ 原町営業所

## 報告

<b>報告第 12 号 平成 27 年度南相馬市一般会計継続費精算の報告について</b>
--

## 【趣旨】

平成 27 年度において継続年度が終了した継続費について精算したので、地方自治法施行令第 145 条第 2 項の規定により報告するもの。

## 【主な内容】

## 1. 継続費の概要 (13 事業)

事業名	事業年度	年割額	支出済額	年割額と支出済額の差
公共施設再生可能エネルギー等導入事業	26 ~ 27	567,887,000 円	499,821,244 円	68,065,756 円
水産業共同利用施設復興整備事業	26 ~ 27	931,312,000 円	893,446,040 円	37,865,960 円

事業名	事業年度	年割額	支出済額	年割額と支出済額の差
(仮称)大町第三災害公営住宅整備事業	24 ～ 27	1,126,100,000 円	1,097,653,970 円	28,446,030 円
(仮称)原町区内集合災害公営住宅整備事業	25 ～ 27	1,162,311,000 円	1,157,545,778 円	4,765,222 円
(仮称)原町区内戸建災害公営住宅整備事業	25 ～ 27	1,138,126,000 円	1,038,875,703 円	99,250,297 円
(仮称)万ヶ迫災害公営住宅整備事業	25 ～ 27	38,059,000 円	34,457,430 円	3,601,570 円
(仮称)小高東町災害公営住宅整備事業	25 ～ 27	721,755,000 円	680,968,348 円	40,786,652 円
(仮称)小高区内集合災害公営住宅整備事業	25 ～ 27	662,743,000 円	545,354,286 円	117,388,714 円
(仮称)西川原第二災害公営住宅整備事業	25 ～ 27	947,000,000 円	936,738,964 円	10,261,036 円
原町第三小学校校舎耐震改修事業(原町区)	25 ～ 27	705,055,000 円	704,538,158 円	516,842 円
大甕小学校校舎耐震改修事業(原町区)	25 ～ 27	381,688,000 円	381,558,161 円	129,839 円
太田小学校校舎耐震改修事業(原町区)	25 ～ 27	393,776,000 円	393,688,849 円	87,151 円
石神第二小学校校舎耐震改修事業(原町区)	25 ～ 27	658,214,000 円	658,161,864 円	52,136 円

報告第13号	平成27年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
--------	------------------------------------

## 【趣旨】

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見を付し、報告するもの。

## 【主な内容】

## 1 健全化判断比率 (単位：%)

区 分	平成27年度	早期健全化基準	財政再生基準
実 質 赤 字 比 率	-	12.55	20.00
連 結 実 質 赤 字 比 率	-	17.55	30.00
実 質 公 債 費 比 率	12.3	25.0	35.0
将 来 負 担 比 率	-	350.0	

実質赤字額及び連結実質赤字額は生じておらず、実質赤字比率及び連結実質赤字比率を「-」と表記

一般会計等が負担する将来の負担額よりも、将来負担額に充当可能な財源が上回っており、将来負担比率を「-」と表記

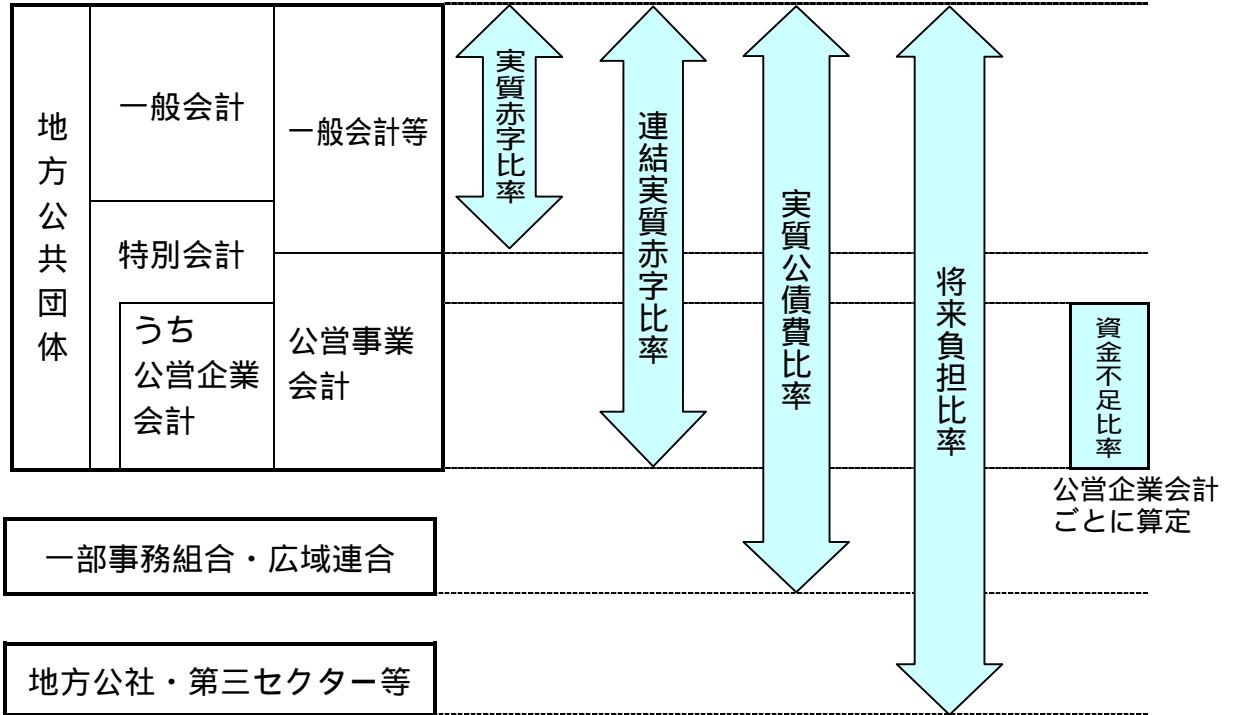
## 2 資金不足比率 (単位：%)

会 計 名	資金不足比率	備 考
南相馬市水道事業会計	-	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令(以下「令」という。)第17条第1号の規定により事業の規模を算定
南相馬市工業用水道事業会計	-	〃
南相馬市病院事業会計	-	〃
南相馬市下水道事業会計	-	〃
南相馬市簡易水道事業特別会計	-	令第17条第3号の規定により事業の規模を算定
南相馬市農業集落排水事業特別会計	-	〃
南相馬市工場用地等整備事業特別会計	-	〃
南相馬市宅地造成事業特別会計	-	〃

いずれの会計も資金不足は生じておらず、資金不足比率を「-」と表記

## 健全化判断比率等について

### 1 健全化判断比率等の対象



### 2 算式

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}}$$

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}}$$

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

<b>報告第14号 専決処分の報告について</b>
---------------------------

**【趣旨】**

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するもの。

**【専決第16号 損害賠償の額の決定及び和解について 平成28年7月20日専決】**

## 1 損害を賠償し和解する相手方の住所及び氏名

## 2 損害賠償の額

19,400円

{	うち保険等により補てんされる額	19,400円
	市が自ら負担する額	0円

## 3 損害賠償の理由及び和解の内容

平成28年5月16日午前11時40分頃、川俣町鶴沢地内の国道114号線において、公用車が福島市方面に走行中、相手方車両が公用車に気づかずに、当該地内の店舗駐車場から国道114号に進入した際、相手方車両の左前方部が公用車の左後方部に接触したもの。(過失割合 相手方8:市2)

損害賠償の額は上記のとおりとし、各当事者とも将来にわたり一切の異議申立て、請求、訴訟等を行わないことで和解する。

**【専決第17号 損害賠償の額の決定及び和解について 平成28年8月4日専決】**

## 1 損害を賠償し和解する相手方の住所及び氏名

## 2 損害賠償の額

795,355円

{	うち保険等により補てんされる額	795,355円
	市が自ら負担する額	0円

## 3 損害賠償の理由及び和解の内容

平成28年5月17日午後3時30分頃、原町区上北高平字東高松地内のクリーン原町センター構内通路において、廃棄物運搬中のショベルローダーのバケット部分が、相手方車両の右後方部に衝突し、損害を与えたもの。

損害賠償の額は上記のとおりとし、各当事者とも将来にわたり一切の異議申立て、請求、訴訟等を行わないことで和解する。

## 【専決第 18 号 工事請負変更契約の締結について 平成 28 年 8 月 9 日専決】

## 1 専決処分の理由

平成 27 年第 6 回南相馬市議会臨時会で議決を経た工事請負契約について、契約内容の一部に変更が生じたため、平成 28 年 8 月 9 日付けで専決処分したものの。

## 2 変更契約の内容

契約の目的		南相馬市パークゴルフ場土木工事
施工場所		南相馬市鹿島区川子字大迫地内
契約の相手方		南相馬市原町区錦町一丁目 1 番地 関場建設株式会社
契約金額	変更前	489,240,000円
	変更後	496,582,920円
	増額する額	7,342,920円

## 主な変更内容

	項目	内容
(1)	付帯工の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・害獣よけ金網柵 ( L = 600 m ) 設置</li> <li>・敷地造成に伴う伐採材から発生したチップ材を関係機関協議の結果、コース内の一部の余剰地へ敷均し ( V = 640 m<sup>3</sup> )</li> </ul>

## 【専決第 19 号 損害賠償の額の決定について 平成 28 年 8 月 23 日専決】

## 1 損害を賠償する相手方の住所及び氏名

## 2 損害賠償の額

20,000円

{	うち保険等により補てんされる額	0円
	市が自ら負担する額	20,000円

## 3 損害賠償の理由

平成 28 年 5 月 27 日午後 4 時頃、小高区小高字金谷前地内の小高保健福祉センター駐車場において、相手方から公用車として借りている自動車のリアバンパー右下部分にへこみを確認。車両の修理が必要となったことから貸渡約款に基づき、相手方がレンタカーを利用できないことによる損害(営業補償)を賠償するもの。



議案第 151 号 財産の取得について  
防災集団移転促進事業移転促進区域（上渋佐地区）取得明細書

番号	所在地	地目	面積(m <sup>2</sup> )
1	南相馬市原町区上渋佐字南谷地 4 2 番	宅地	782.59
2	南相馬市原町区上渋佐字南谷地 5 1 番	畑	644
3	南相馬市原町区上渋佐字南谷地 5 2 番	宅地	674.38
4	南相馬市原町区上渋佐字南谷地 5 3 番	宅見	469
5	南相馬市原町区上渋佐字南谷地 5 4 番	畑	961
6	南相馬市原町区上渋佐字南谷地 1 8 3 番 1	畑	400
7	南相馬市原町区上渋佐字南谷地 1 8 3 番 2	畑	1,621
8	南相馬市原町区上渋佐字南谷地 1 8 4 番	畑	57
合計(m <sup>2</sup> )			5,608.97

議案第 152号 財産の取得について  
被災地域農業復興総合支援事業農業用機械購入明細書総括

用途	機種名	件数
トラクター	トラクター	3
耕土改良・造成用機械 (アタッチメント)	サブソイラー、レーザーレベラー ケンブリッジローラー	7
耕うん用機械 (アタッチメント)	格子型プラウ、ロータリー	6
碎土整地用機械 (アタッチメント)	代かきハロー、鎮圧ローラー、スタブルカルチ あぜ塗機、パワーハロー、バーチカルハロー	19
施肥・播種用機械、関連機器 (アタッチメント)	ブロードキャスター、マニユアスプレッター 播種機、直播機	6
移植・育苗用機械と関連機器	田植機、湛水直播用粉衣・調整関連機器	3
栽培管理用機械	カルチベーター	1
合 計		45

議案第 152 号 財産の取得について  
被災地域農業復興総合支援事業農業用機械購入明細書

機種名	型式等		数量
トラクター	ヤンマー株式会社	Y T 4 7 0 Y U Q W 1	1
トラクター	株式会社クボタ	S L 5 4 H C Q M A N D W T P	1
トラクター	株式会社クボタ	S L 5 4 H C Q M A N P	1
サブソイラー（アタッチメント）	スガノ農機株式会社	6 S 3 C	1
レーザーレベラー（アタッチメント）	スガノ農機株式会社	L T 4 1 0 - S L 2	1
レーザーレベラー（アタッチメント）	スガノ農機株式会社	L L 4 0 0 0	2
レーザーレベラー（アタッチメント）	スガノ農機株式会社	L T 3 2 0 S L 2	1
レーザーレベラー（アタッチメント）	スガノ農機株式会社	L L 3 0 0 0	1
ケンブリッジローラー（アタッチメント）	株式会社ビコン	K I O S 4 5	1
格子型プラウ（アタッチメント）	スガノ農機株式会社	C R L A 1 4 3	2
ロータリー（アタッチメント）	小橋工業株式会社	F T E 2 0 0 T - 4 L	1
ロータリー（アタッチメント）	松山株式会社	S X R 2 0 1 0 - 4 S	1
ロータリー（アタッチメント）	松山株式会社	S X L 2 4 1 1 H - 4 L	1

機種名	型式等		数量
ロータリー（アタッチメント） 大豆播種機付	松山株式会社	T B A 2 4 0 0 C - 4 L	1
代かきハロー（アタッチメント）	松山株式会社	W R S 3 4 1 0 N - O S	1
代かきハロー（アタッチメント）	松山株式会社	W R D 4 1 1 0 N - O L	2
代かきハロー（アタッチメント）	小橋工業株式会社	T X V 4 4 0 T - 4 L	1
代かきハロー（アタッチメント）	小橋工業株式会社	T X Z 5 0 0 T - 4 L	1
鎮圧ローラー（アタッチメント）	日本ニューホランド 株式会社	C O M P A C T C L A S S I C 4 5 0 - 5 0	2
スタブルカルチ（アタッチメント）	スガノ農機株式会社	S C 6 P Y L	1
スタブルカルチ（アタッチメント）	スガノ農機株式会社	S C 8 P S L	1
あぜ塗り機（アタッチメント）	小橋工業株式会社	X R M 7 7 1 T - O L	1
あぜ塗り機（アタッチメント）	小橋工業株式会社	X R M 7 7 1 T - O S	2
あぜ塗り機（アタッチメント）	小橋工業株式会社	X R V 8 7 1 T - 4 L	2
あぜ塗り機（アタッチメント）	松山株式会社	L Z R 3 5 2 N J C - O L	1
パワーハロー（アタッチメント）	日本ニューホランド 株式会社	H F T 2 5 2 D P C L	1
パーティカルハロー（アタッチメント）	スガノ農機株式会社	B E 2 3 0 S P	3

機種名	型式等		数量
ブロードキャスター（アタッチメント）	株式会社IHIスター	MBC601PY	1
マニュアルスプレッダー	株式会社IHIスター	JMS1880	1
播種機（アタッチメント）	スガノ農機株式会社	ARIZ2516S	1
播種機（アタッチメント）	日本ニューホランド株式会社	ELINE250SD	2
直播機（アタッチメント）	株式会社クボタ	NDS-80F	1
田植機	株式会社クボタ	EP8D-F-GS	2
湛水直播用粉衣・調整関連機器	株式会社クボタ	自動コーティングマシンTC40	1
カルチベーター（アタッチメント）	日農機製工株式会社	NMK-5	1